

## 1. 事業の概要

### 1.1 事業の目的

- 平成20年度に作成した保全計画にもとづき、より具体的に青梅の森の自然環境を保全・整備・運営するため、青梅の森事業計画（以下「事業計画」という。）を策定することを目的とする。
- 計画策定に際しては、青梅の森事業計画検討委員会（以下「検討委員会」という。）の意見を反映するとともに、平成22年1月に都市計画決定された特別緑地保全地区<sup>※1</sup>との整合を図るものとする。この特別緑地保全地区は、市民に分かりやすく親しみのある場所となるよう公募により、「青梅の森」という名称に決定した。

### 1.2 所在地および面積

- 青梅の森は、青梅市のほぼ中央に位置し、青梅市勝沼2丁目、根ヶ布1丁目・2丁目および黒沢3丁目の各一部で、約91.7ヘクタールの面積を有している。西側を小曾木街道、東側を成木街道の2つの都道に挟まれ、北側は多摩団地や旭ヶ丘団地の住宅地に接し、南側は永山公園に接している。永山公園や住宅地を隔てた南側にはJR青梅線が東西に通っており、JR青梅駅およびJR東青梅駅から青梅の森までの距離は約500メートルと青梅市の中心部に近接している。

※1 特別緑地保全地区：都市緑地法第12条に規定された制度。都市計画区域内で良好な自然環境を形成している緑地のうち、都市計画に地域地区のひとつとしてその区域を定めた緑地。

